



News Letter

令和2年3月5日
発行
第100号

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(中小企業診断士・社会保険労務士)

外山博敏

2020年6月からハラスメント防止法(略称)が施行 (中小企業は2022年4月施行)

昨年6月、パワーハラスメント防止対策等ハラスメント対策の強化を盛り込んだ「改正労働施策総合推進法」が公布されました。この法律は、我が国で初めてパワーハラスメントについて規定し、その防止をするための措置を講じる義務を企業に課したものです(セクハラについても新たな規制を課しています)。

■国の取り組むべき施策にパワハラ問題が追加

職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実すること。が新たに加えられました。

この「職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題」がパワハラ問題です。

したがって、この規定により、国は、パワハラ対策に乗り出すことが義務付けられることになります。

■企業が採るべき措置の規定

「職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して事業主の講ずべき措置等」という新たな章を設け、この章の中でパワハラについて諸々規定されました。

事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

■事業主は、パワハラに対して

(1)当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

(2)その他の雇用管理上必要な措置

をとることを義務付けられています。

事業主は、労働者が前項の相談を行ったこと又は事業主による当該相談への対応に協力した際に事実を述べたことを理由として、当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

■紛争解決のための「調停」の導入

こうした措置義務を新設したことに加えて、パワハラ問題でも、紛争解決のための調停が使えるようになったことも大きな改正点です。

「調停」は「あっせん」よりも強い手続きであるので、調停手続を行う調停委員会は、関係者の出頭を求めて意見を聴いたり、調停案を作成したりして、関係当事者に対しその受諾を勧告することができるようになります。

労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

宮本圭一

**Q. 当院では、休日出勤をして他の日に休むことを「代休」と呼んでいます。
「代休」と「休日振替」の違いがわかりません。**

A. 休日の振替は事前の振替、代休は事後の振替という点で労基法の取り扱いも割増賃金の処理方法も異なります。

「休日の振替」

所定の休日と労働日を入れ替えることです。仮に日曜日と同一週の水曜日を入れ替えた場合、休日の日曜日が労働日となるだけで日曜日については休日割増を支払う必要はありません。ただし、振り替えた休日が週をまたがった場合、振り替えたことでその週の法定労働時間を超えたときは時間外割増を支払う必要があります。振替を行う場合は ①振り替える日を前日までに指定すること ②就業規則に規定することなどの要件があります。

「代休」

実際に休日労働をした後にその代償として他の日に休ませることです。後で休日を与えたと言っても休日労働はすでに行われているため、働いた日が法定休日なら35%の割増部分の支払いは必要です。代休を与えるかは任意ですが、制度として運用するには、就業規則に規定します。

ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116
http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

茨城県医療勤務環境改善支援センターを ご活用ください

このようなことでお悩みではありませんか？



働き方・
休み方
改善

医療スタッフ
の健康支援

働きやすさ
確保のため
の環境整備

働きがいの
向上

- ♪ コストの適正化、経営の効率化を図りたい。
- ♪ 職員のキャリアアップを図り、働き甲斐のある職場にしたい。
- ♪ ハラスメント防止とメンタルヘルス対策に取り組みたい。
- ♪ 給与制度や人事制度を見直したい。

- 🏠 当センターでは、医療機関の様々なニーズに対してアドバイザー（社会保険労務士等）による専門的な支援を行っております。
- 🏠 院内研修の講師派遣や賃金制度、就業規則、労働時間、労働安全衛生等に関する相談に対応しています。（いずれも無料です）

お気軽にご相談ください。



茨城県医療勤務環境改善支援センター

〒310-0852 水戸市笠原町489番地（茨城県医師会内4階）

TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116

<http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/>

E-mail : iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp